

平成30年度清瀬市ホームページ広告掲載に関する仕様書

1 広告掲載に関する仕様

(1) 概要

①所管：清瀬市企画部秘書広報課

②平均アクセス数 トップページ：27,286件/月

その他のページ（トップページ階下の第2・3階層）

＝「くらしの情報」：3,000件/月

＝「健康・福祉・子育て」：4,090件/月

＝「教育・文化・スポーツ」：2,727件/月

＝「まち・環境」：1,968件/月

＝「産業・ビジネス」：971件/月

＝「市政情報」：2,387件/月

※アクセス数は平成28年11月～平成29年9月の平均値。

(2) 広告掲載内容

①広告スペース

トップページ：月15枠（広告掲載位置については別紙参照。トップページ下部に5枠×3段表示。年間合計180枠）

その他のページ：各カテゴリ月8枠（広告掲載位置については別紙参照。6つのカテゴリの第2・3階層ページの右側に8枠を縦に表示。年間合計576枠）

②広告の規格

■大きさ：①天地60ピクセル×左右150ピクセル

②天地98ピクセル×左右177ピクセル

■情報形式：GIF形式（アニメーションGIF可）

■情報量：1バナーにつき200KB以内

■内容：利用者が、市ホームページの内容の一部であるかのように誤認する恐れのないもの

■デザイン・色彩等：障害者の利用に配慮し、かつ、市のイメージを損なわないもの

(3) その他条件等

①メンテナンスや障害等によりホームページの公開が停止する期間についても、掲載期間に含まれるものとする。

②1バナーの掲載期間は原則1ヶ月以上とする。

③広告掲載者の選定及び掲載内容については、「清瀬市有料広告掲載取扱要綱」及び「清瀬市ホームページ広告掲載取扱基準」に則ること。

- ④広告掲載にあたっては、掲載の2週間前までに「清瀬市ホームページ有料広告掲載申込書」を提出し、市長の承認を得ること。
- ⑤広告掲載内容等について疑義が生じた場合は、その都度、清瀬市秘書広報課と協議すること。
- ⑥広告掲載内容については、広告事業者の責任とし、清瀬市は責任を負わない。
- ⑦バナー広告掲載ページのアクセス数、各バナーのクリック数については、清瀬市秘書広報課が毎月報告するものとする。

2 業務基準

契約書、仕様書に定めるもののほか、「清瀬市有料広告掲載取扱要綱」及び「清瀬市ホームページ広告掲載取扱基準」に基づいて行う。これらに定めのない事項等疑義が生じた場合は、市と協議の上、市の指示によりこれを行う。

3 広告原稿の納品

広告原稿については、内容等に関する承認を受け、完全版下（データ形式はG I F）で清瀬市秘書広報課に納品する。

4 契約期間

契約を締結した日の翌日から平成31年3月31日まで。

5 広告料金の納付

広告代理店は、市が発行する納入通知書により、平成30年6月30日までに広告料を納入するものとする。

6 広告作成の留意点

- (1) 行政ホームページに相応しくない、奇抜な色使いは避けること。
- (2) ホームページ全体の雰囲気や、他の広告と比較して著しくバランスを欠く表現となっている場合には、是正を求めることがある。